

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 アウルサポート
主たる事務所の所在地	〒349-0114 埼玉県蓮田市馬込2-408
代表者（職名・氏名）	代表取締役 長沼好太郎
設 立 年 月 日	平成12年6月1日
電 話 番 号	048-768-3470

2. 事業所の概要

サービスの種類	第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）
事業所の名称	アウル サポート
事業所の所在地	〒349-0114 蓮田市馬込 2-408
電話番号	048-768-3470
指定年月日・事業所番号	令和6年4月1日 1 1 7 5 7 0 0 2 7 5
管理者氏名	長沼 好太郎
通常の実施区域	蓮田市、白岡市、さいたま市（岩槻区）、上尾市

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態のある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように、生活の質の確保及び向上を図ると共に安心して日常生活を過ごすことが出来るように、介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は訪問介護員が利用者の自宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の支援を行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接触れて行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高める介助や専門的な支援を行います。 例) 起床、就寝、排泄、入浴、食事介助、清拭、身体整容、体位交換、服薬介助
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の支援を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買物、薬の受け取り、衣類の整理など

5. 営業日時

* 営業日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末、年始（12月29日から翌年1月3日）及びお盆（8月13日から16日）を除きます。

* 営業時間 午前9時00分から午後6時00分まで

6. 事業所の勤務体制

職 種	業 務 内 容	勤務形態人数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤1人
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画を作成し利用者へ説明し同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握し、訪問介護員の業務管理を実施します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。 	常勤1人
訪問介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。 	非常勤 5人

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料・・・基本部分と加算の額となります。

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービスの種類	自己負担額の目安(1割負担の場合)	対象者
訪問介護相当サービス (介護保険同様の基準で 提供するサービス)	・週1回程度287単位/日	要支援1・2 事業対象者

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

①算定基準に適合したサービスの実施による加算

※地域区分別1単価当たりの単価10.42円(6級地)

加算種類	要件	基本 単位	利用料	利用者負担額		
				1割	2割	3割
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行うかほかの訪問介護員に同行した場合	200 単位	2,084円	209円	417円	626円

②算定基準に適合していると市に届け出ている加算

※地域区分別1単価当たりの単価10.42円(6級地)

加算種類	算定回数等	基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割	2割	3割
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	・1月につき ・基本サービス費に各種加算、減算を加えた総単位数（所定単位数）	所定単位数 ×18.2%	左記の単位数×10.42 円	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割
*介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。						

（3）交通費

前記2のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

（自動車を使用した場合は事業の実施地域を越えた地点より1kmにつき50円。）

（4）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急、御連絡ください。ただし利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。

（連絡先 ☎ 048-768-3470）

御利用の前日までに御連絡いただいた場合	無 料
御利用の当日に御連絡頂いた場合	当該基本料金の100%

（5）その他

- ①お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様の御負担になります。

8. 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法

（1）請求方法

- ア 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
イ 請求書は利用月の翌月末に利用者宛てにお届けします。

（2）支払方法

- ア 請求月の翌月20日（土日祝日は翌日）に口座振替にてお支払いいただきます。
イ お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので必ず保管して下さい。
（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

9. 秘密保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報においても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保持に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

11. 事故発生時の対

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：公益財団法人 介護労働安定センター
保 険 名：賠償責任補償保険

12. サービス内容に関する相談・苦情

- ①サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

当社お客さま相談・苦情担当

担当 管理者 長沼好太郎

電話 048-768-3470

受付時間 午前9時～午後6時まで(祝日、12月29日～1月3日を除く。)

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付	蓮田市役所長寿支援課	電話 048-768-3111（代）
	白岡市高齢介護課	電話 0480-92-1111
	さいたま市岩槻区高齢介護課	電話 048-790-0168
	上尾市高齢介護課高齢福祉	電話 048-775-5124
	埼玉県国民健康保険団体連合会	電話 048-824-2568（直通）

1 3. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 無

1 4. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため 次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに事業所の担当者又は担当の地域包括支援センターへご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 埼玉県蓮田市馬込 2-408
名称 株式会社アウルサポート

代表取締役 印

説明者 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名 印

立 会 人 住 所
氏 名

印